

平成30年2月定例会 総務委員会（付託）

平成30年2月27日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第75号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

【報告事項】

なし

尾田警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料（その3）に基づき、平成29年度一般会計補正予算案について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございます。

総額で8億2,848万円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、表右側の財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、2ページをお開きください。

主要事項について、御説明いたします。

まず、上から2段目の警察本部費は10億3,955万円の増額であり、その内訳は、①給与費として9億6,613万8,000円の増額、②警察本部及び警察署の運営等に要する経費として7,341万2,000円を増額するものであります。

次に、3段目の警察施設費は総額で8,221万1,000円の減額であり、その内訳は、①交番、駐在所等整備事業費として240万円、②警察署整備事業費として6,640万円、③警察職員宿舍整備事業費として1,341万1,000円を工事等の確定により、それぞれ減額するものであります。

次に、4段目の運転免許費は、今年度の運転免許更新予定者の見込人数の減少などにより、自動車運転免許試験及び行政処分事務費として8,656万4,000円を減額するものであります。

続きまして、5段目の恩給及び退職年金費は、警察関係の恩給受給者に対する恩給等に要する経費として210万9,000円を減額するものであります。

次に、6段目の警察活動費につきましては、総額で4,018万6,000円の減額であり、その

内訳は、①警察車両などの整備・維持に要する警察装備費として1,592万8,000円の増額、②一般警察活動費では地域活動等に要する経費として1,060万円の減額、③刑事警察費では犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費として80万円の増額、④交通指導取締費では交通事故・事件捜査及び交通指導取締りに要する経費として538万7,000円の減額、最後に、⑤信号機や標識・標示等の整備・維持に要する交通安全施設整備事業費については、総額で4,092万7,000円の減額であり、その内訳は、国庫補助事業の確定に伴い、国補対象事業費で5,785万4,000円の減額、県単独事業費で2,892万7,000円の増額、維持補修費で1,200万円を減額するものであります。

以上、2月補正予算案について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

井川委員長

以上で、説明は終わりました。

（中山委員退席）

これより質疑に入りますが、初めに徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約に関する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

山西委員

事前委員会でも徳島東警察署庁舎整備等PFI事業について、質問させていただきました。引き続き、徳島東警察署の契約議案について御質問をいたします。

PFI手法ならではの、民間ノウハウがどのように盛り込まれているのか、四電工グループからの提案内容について、順次確認をさせていただきたいと思います。

まず、徳島東警察署新庁舎につきましては、県都徳島の新たな防災拠点、防災センターとして大きく打ち出されましたが、契約グループの提案では、防災センターとしてどのような機能が提案をされているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

高橋拠点整備課長

徳島東警察署の新庁舎であります。この春から徳島中央警察署に改称いたしますけれど、大規模災害等によって県の本部庁舎又は県庁舎が被害を受けまして機能不全に陥った場合には、代替施設となる新防災センターとしての機能を持たせることを考えております。

今回提出しています四電工グループの提案におきましては、上層階に災害対策を行う作戦室でありますとか、災害対策用の備蓄倉庫、その他、多くの職員が活動できる大会議室や道場を集約して配置することとしております。また、作戦室には、災害対策を行うための通信の設備であるとか、ヘリコプターから映像が見えるモニターなどの必要な機材等を整備する予定としております。

山西委員

今回、バンドリング手法というのを採用したというふうに伺っています。今回のPFI

事業の大きな特徴としては、清掃や保守点検といった維持管理を、徳島東警察署の新庁舎とその周辺の施設を併せて行うと、いわゆるバンドリングを採用したということですが、契約グループはこの点について、どのような提案や工夫があるのか具体的にお示しいただきたいと思えます。

高橋拠点整備課長

双方の庁舎を維持管理するという事は事業費の拡大ということで、PFI事業等々の場合には、事業費が大きければ大きいほどメリットがあるという話の中で、この本部庁舎と徳島東警察署庁舎の両方を、清掃や維持管理を含めた契約にいたしました。

四電工グループの維持管理企業は、現在も本部庁舎の維持管理等々をやっている業者が構成企業として参加いただいております。双方の庁舎を維持管理することですから、人間的な分に関しましては、スケールメリットを働かせて、予算の削減にもつながるものであります。

事業のメリット、特殊性としましては、遠隔運転の監視システムを新たに導入しまして24時間監視する。また、常駐監視も入れてありますので、現在の本部庁舎も同じですけど24時間常駐監視していただく。いずれにしても、民間ノウハウというのが最大限に生かされまして、クオリティの高い維持管理、また清掃等を行ってもらえるものと考えております。

山西委員

現在の徳島東警察署以外でも、様々な周辺の警察が管理する施設を一括に担っていただけることでコストも下がるし、先ほど御答弁いただきましたように、遠隔で監視をすることで効率も上がってくるのだらうというふうに思えます。

次に、地域経済への配慮についてお尋ねをいたしますが、入札において、地域への経済効果を評価に盛り込んだというふうにお伺いをいたしております。本事業は、大規模な建設業務や長期間にわたる維持管理業務を含んでおり、県内の経済活性化にも効果が上がるというふうに期待をしておりますので、このあたり、どんな提案があったのかお尋ねをしたいと思います。

高橋拠点整備課長

本PFI事業におきましては、県内企業の積極的な参画でありますとか、県内経済への貢献を評価の対象といたしました。具体的には、県内企業の参加であるとか、県産資材等の使用、また県内の雇用創出という部分を評価の対象といたしまして、提案内容が700点、価格が300点の1,000点満点なんですけど、その700点のうちの10%の70点を地域経済への配慮という形で採点をいたしました。

四電工グループは、10者中5者が県内企業で構成をされております。建設につきましては、提案の中では9割以上は県内の下請に出そうという話でありますとか、維持管理の80%も県内企業に行わせる、また全工程において県内企業を中心に活用するほか、維持管理においても多くの雇用を図っていききたいとの具体的な提案がございました。

今回、事業を進めるに当たって、県内経済に対して配慮がなされているかどうかという

のを含めまして、我々としてもよく確認してまいりたいと考えております。

山西委員

最後に、今回、長期間にわたる事業でございまして、クオリティをどのように維持していくのかというところは、やはり県民の皆様方も大変関心を持っておられると思います。

本事業は、設計から維持管理まで18年間という極めて長期間にわたる事業であります上に、民間ノウハウを活用するPFI方式ということで、従来の委託業務と比べて民間事業者に委ねる部分が大変多くなるというふうに思います。

そのような中で、事業のクオリティが低下をしないよう、県警としてもしっかりと見定めていかなければならないというふうに思います。このあたり、どのように対応してまいるのか、方針をお伺いしたいと思います。

高橋拠点整備課長

委員の質問にありましたように、本事業は18年間という非常に長い期間の事業であります。事業も建築から維持管理、清掃等々と幅広い業務を長期間にわたって特別な目的会社SPCと、今回の契約議案に出ておりますけれどもそういう企業に行わせるものでありますから、この間、サービスの質の低下を招くことがないように適切なモニタリングを行わなければならないと考えております。

これは、現在やっている建築であるとか維持管理又は清掃も、年度ごとに適切な検証作業を行っているところでありますけれども、具体的にはPFIですから、我々が示した要求水準が達成されているかどうかの検証を行うとともに、必要によっては、改善やサービスの対価の減額も考えなくてはならないと考えております。

特に3年間、施設整備に当たりますけれども、これは専ら県警察の営繕担当の技術職員がモニタリングしていくことになるんですけれども、新庁舎は規模も大きいことから専門性も高いという必要性もあって、来年度予算には、このモニタリング経費も盛り込ませていただいたところでありまして、引き続き事業が円滑かつ適正になされるように、しっかりとモニタリング作業を行ってまいりたいと考えております。

山西委員

先ほどの答弁で、しっかりとモニタリングを実施して、場合によっては改善勧告をしたり、あるいは減額もあり得ると、そういう厳しい姿勢で臨んでいくという方針が示されましたので、是非、クオリティが低下しないように十分に見守っていただきたいというふうに思います。

この度のPFIによる警察署の庁舎整備につきましては、御承知のとおり、警察署の単独では全国で初めて取り組むということでございますので、私は全国のモデルになるのではないかとこのように思います。

そういうことも含めて、しっかりと心して円滑な質の高い機能やサービスを維持できるように取り組んでいただきたいと思います。質問を終わらせていただきます。

山田委員

私のほうからも、達田議員が一般質問でも聞きましたけれども、本部長答弁は入札手続に不正はなかったという答弁でした。

しかし、大林組グループ、清水組グループの落札価格は、余りにも近似している。落札率で言ったら、僅か0.3%の差ということで非常に不自然であるということから見て、質問の趣旨は、談合調査をしたのかしなかったのかということを知りたいんだけど、報道にもありましたように、そのことについては本部長のほうは明確に言わなかったということも含めて、詳細な結果を表明してほしい。

また、リニア問題では、双方が課徴金減免制度、リーニエンシー制度を活用して談合を認めるとの報道がされています。当然、本入札においても、その調査をしっかりとすべきだというふうに思うんですけど、この点はどうでしょうか。

高橋拠点整備課長

本会議において警察本部長も答弁しましたように、まず、入札に関しまして、独占禁止法違反であるとか談合等の法令違反によるものがあれば、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱の対象になりますので、そういうことにはなっていないということをあらかじめ資格審査をいたしました。その上で、事業者の決定も、審査委員会による総合評価の一般競争入札によって行ったということでもあります。

落札価格は、予定価格より約12億円低いということでありまして、これは民間ノウハウが最大限活用されたということと、適正な競争原理が働いたものと考えておりまして、一連の入札手続に不正はなかったと考えております。

調査の必要性の有無でありますけれども、我々のほうで調査を行う必要があると認識したものについては、当然調査であるとか、我々は捜査機関でありますから捜査の対象になると思いますけれども、現在、その一連の手続においては不正はなかったものとの認識のもと、捜査等は行っていないという状況であります。

山田委員

調査等は行っていないということですね。しかし、県民から見たら、1番、次点のメンバーがリニア新幹線疑惑にまみれているという状況からしたら、その辺は調査をすべきでなかったかと。昨年11月議会のときには、大林組グループに落札が決まりましたと、それ以降、こういうふうな動きも出ているわけですから、これはしっかりとすべきだというふうに思います。

あわせて、その点でもう1回、なぜしなかったのか、後で出てきたらどうするのか。今、リニア新幹線の問題でいろいろと動きがあります。その中でひょっとして徳島東警察署のということが出てきたらどうするんだという問題が1点。

それから、昨年、債務負担行為について議論した際に、今事業に多額の県債が財源として活用されているということで見たら、財政負担の平準化にはつながっていないというふうにも指摘をしました。今後、3か年で設計や建設を行っていくと聞いておりますけれども、この間に支払われる建設費、つまり一括支払をする予定額や割合についてお伺いします。

高橋拠点整備課長

談合の調査の必要性についてであります。先ほどから申しましたように、不正はなかったと認めているという状況でありまして、執行者において必要があると認めた場合については当然に調査を行い、また我々、捜査機関でありますので、捜査を行うということはありませんけれど、現在はその必要がないという認識であります。

2番目の質問の建設費の差配の状況についてであります。本事業契約における設計と建築は、約57億4,000万円の計上を考えております。これら業務は、契約から締結して3年間で払うこととしておりまして、この3年間に支払われる一括支払額は57億4,000万のうちの7割の約39億円を予定しております。その残りの約18億円は、15年間で割賦払いという形で考えております。

山田委員

私が聞いたのは、このリニア新幹線談合疑惑の中で、いろんな捜査が入っています。今後、仮に徳島東警察署が出てきた場合は、いったいどうするのかということを知っているんです。そういうことがないようにきちんと調査をしないといけないわけでしょう。その点が1点。

それから、先ほど来、平準化の効果ということについて、うたい文句になっているのに実際のところは、残念ながら短期間で多くの県債を発行するなどして支払って事業を行うということで、従来の手法と変わらないというふうに思うんです。そうであれば、わざわざ大企業有利のPFIで行う必要はないというふうに思うんですけれども、この点についても端的にお答えください。

高橋拠点整備課長

リニア等の問題で、株式会社大林組や清水建設株式会社が捜査の対象になっているということは承知をしております。本入札においては、具体的なそういう談合等の情報を我々としては把握していない、適正に手続がなされているという状況の中では、調査をするという考えは現在のところないということでありまして。

2点目の財政負担の平準化であります。従来手法におきましては、建築後、速やかに国庫補助金であるとか県債、また県の一般財源等で支払う必要があったところでありまして。今回のPFI事業においては、その一般財源に係る部分は、先ほど言いましたように7割近くは支払いますけれど、割賦払いになります。本事業においては、起債の金利や民間の借入れの金利であるとかを考慮して、財政当局とも調整の上、一番有利な形で支払の方法をとったということでありまして。

これまで進めてきました県のPFI事業においても、同様の支払をしているものと承知しております。

山田委員

時間の関係で聞きませんが、やはり談合調査は県民の視点からしても、徳島県は前の圓藤知事のときのような事件があります。飛び火するという可能性もあるので、その場合はどうするのかということも当然、検討課題になるわけです。

仮定のことで答弁できないと言うのかもしれないけれど、この点については疑義が残るということをお願いして、私の質問を終わります。

樫本委員

徳島東警察署の新庁舎整備についての質問でございますが、昨年11月の定例会で、事業者が発表されました。その後、リニア工事に関わる問題で、事業者が辞退をしたということで、今回、改めて議論をしているわけなんです。これを振り返ってみますと、この徳島東警察署の建替問題というのは、もう随分時間がたちました。なぜこれだけ時間がかかったかということは、慎重に事業を進めるということなんでしょうけれども、私は余りにもスピード感がないと思っているところでございます。

まず第1に、阪神・淡路大震災が発生してからもう23年がたちます、東日本大震災も丸7年が経過をいたしました。そういった背景があって、昭和46年に建設された徳島東警察署というのは、今の建築基準に合わない、来るべき南海トラフ巨大地震にも対応できないということで、急いで県民の安全、生命、財産を守るための拠点としての機能を維持するために、県民の信頼をしっかりとつないでいくためにも、徳島東警察署の建築を新たに進めなくてはならないということから動いてきたと思います。

そして、今回予測されております南海トラフ巨大地震、前は小規模の南海トラフの地震だったんです。昭和21年12月21日、僕が生まれて一週間後です。この南海トラフの地震というのは、およそ70年周期で発生しており、次来るのは大きいんです。しかし、地震観測の精度が高くなって、ここ30年以内に70%の確率でやって来ると言われていたのが修正されて、確率が上がってきました。30年以内に、70%から80%の確率で巨大地震が起こるということになってきました。そこで、なお急がなくてはならないということになっているんです。

地震に対しては、自助・共助・公助ということで、助かる命は助ける、そして自ら助ける、皆一緒に助ける、いわゆる地震と向き合って生きていかなければならない時代ということは分かっております。しかし、その拠点である公助の機能を果たす徳島東警察署が地震によって倒壊する、建築が遅れて倒壊する、そして県民の安全、生命、財産を守ることができないということになっては困るわけです。これは、スピード感を持って取り組まなくてはいけない大きな県政の課題と我々は受け止めて推進をしてきているわけです。

思い出してみますと、1番先に言ったのは竹内元県議会議員だったと思います。私も竹内議員亡き後、この問題について、建設場所はどこにするんだということを代表質問の中でも聞かせていただきました。そして、決定し前に進んでいる中で、今、停滞をしているわけです。しっかりとこれを建設に向けて、平成33年春の完成を目途に間に合うように、そして適正な運営がされるように、山西委員も質問されましたが、しっかりと運営されるようにしていただかなければ、我々としては困るわけです。我々、非常に大きな責任を感じていると思っております。

そこで、採決を諮る前に、本部長の徳島東警察署の建替えに関する思いをしっかりと述べていただきたい。そして、PFI手法で建設を進めるというのは、警察署としては全国初の事業でございますので、今後、全国でたくさんこういう手法で警察署の整備が進むのではないかと思うわけでございます。そこはしっかりと全国に誇れる徳島東警察署の建築に

向けての強い決意、思いを本部長から語っていただいで採決いたしたいと思ひます。

鈴木警察本部長

徳島東警察署、この春からは徳島中央警察署に名前が変わりますが、県内で発生する事件・事故の約3割を扱う県警察のセンター署であります。

その活動拠点となる庁舎につきましては、老朽化が著しく、また耐震性も低く、将来の治安対策はもとより、切迫する南海トラフ巨大地震等の各種災害活動にも、大きな支障を来す可能性があるものと懸念をしているところでございます。

当委員会におかれましても、長年にわたり新庁舎整備に向けた御議論を賜ってきたところではあります、県警察といたしましても、県内の治安対策等の観点から、これ以上、事業を遅らせることはできないものと認識をしているところでございます。

そこで、契約をお認めいただいた暁には、契約の締結の後に平成33年春の新庁舎供用に向け、私以下組織一丸となってしっかりと事業を進め、全国初となるPFIによる警察署として、しっかりと運営をすることによりまして、徳島県の安全安心を実現してまいる所存であります。引き続き、御支援のほどをよろしくお願いいたします。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で、本件に関する質疑を終わります。

これより、議案第64号「徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約について」の採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました議案第64号については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

山田委員

今日も議論してまいりました。やはり今後、談合疑惑の発覚によって、いろんな展開も予想されます。私自身は、老朽化した徳島東警察署を建て替えることには大いに賛成なんです。しかし、あくまで基本計画に沿ってというふうに思っていますし、竹内議員がもし生きていたら本当にここで良かったんだろうかという疑念は、前の委員会でもずっと言っていますけれども、私自身は思っています。

そういう面から見ても、今回の徳島東警察署建設については、急がば回れという言葉もあるようにしっかりと県民の合意のもとで、また弁護士会のほうからも、寺島公園等の所も十分慎重に検討した上で県民合意で進めてくれという声もあるんです。そういう面では慎重に事を運ぶべきだという立場から、この議案については反対いたします。

井川委員長

それでは、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号「徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約について」は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の都合により、小休いたします。（11時03分）

（中山委員復席）

井川委員長

再開いたします。（11時03分）

それでは、改めて質疑をどうぞ。

川端委員

私からは、駐在所の活動についてお尋ねしたいと思います。

警察活動の中で、駐在所、派出所というものは大変重要だと認識しておりまして、世界に冠たる日本の警察の大きな特徴は、こういった地域に根差した警察活動ではないかと常々思っております。是非、交番や駐在所の充実につきましては、これからはしっかりとやっていただきたいという立場から質問をさせていただきます。

まず、駐在所員の方々の活動時間の基準とございますか、一人で駐在所等で勤務するということになれば、その方の裁量で様々なことができるのではないかと思う反面、本来の警察活動として、きちんとやらなくてはいけない部分がおろそかになっていないのかという観点から、この駐在所の活動時間に対して基準があるのか。勤務時間のうち、この時間はこれに充てるというふうな指導がきちんとなされているのか、そうでなく本人の裁量に任せているのかという中身について、説明いただきたいと思います。

逢坂生活安全部長

駐在所員の1日の勤務は、駐在所であります。在所勤務、パトロール活動、巡回連絡の大きな三つがございます。それぞれ2時間から3時間の範囲で各警察署ごとに勤務例というのを定めておりまして、1日7時間45分勤務としております。

なお、交通事故でありますとか事件等の初動活動につきましては、これらの活動より優先して現場活動を実施しているという状況であります。

川端委員

その7時間45分の中で、いわゆる在所勤務という駐在所の中で仕事をする、街頭活動をする、そのほか地域の住民のお宅を回ったり、様々な仕事があるということですね。

そうした時間には、一つの基準があるというのが分かりましたけれども、街頭活動というのが一番大事だというふうに私は思っているんです。その街頭活動に充てる時間をしっかり確保してもらいたいというのが私の思いでして、そのことについてはどういうふうにお考えですか。

逢坂生活安全部長

駐在所員は、事件事故による所外活動によりまして不在となる場合のほか、警察署において書類作成を行ったり、留置場関係業務等に従事する場合もございます。パトロール活動や巡回連絡等の街頭活動時間の確保、これが一番の課題となっております。

これまでも業務の見直しを図りまして、駐在所員の事務の合理化を進め、街頭時間の確保に努めてまいりました。これまでに、全ての駐在所のパソコンをネットワーク化いたしまして、警察署で行っておりました各種業務を駐在所で行えるように整備したところでございます。

また、県西部4署の統合で体制強化が図られましたことで、パトロール時間が増加したところであります。現在、進めております交番・駐在所の統合につきましても、パトロール活動など見せる活動の強化を目的としているところでございます。

今後も事務の合理化を推進しますとともに、警察署、交番・駐在所統合のスケールメリットを生かした業務運営により、街頭活動を確保してまいりたいと考えております。

川端委員

街頭活動は非常に重要ということで、これからもしっかり確保してもらいたいと思います。

一人で仕事をしていますから、本人の裁量だけで仕事をするのではなくて、本部、署のほうから割り当てた仕事がちゃんとできるように、インターネット等で本署にいなくても駐在所でやっているんだということで、警察もそういう意味では仕事の仕方が変わってきたというふうに思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは、その街頭活動ですけれども、私の地元の鳴門東小学校のすぐ前に交番があります。その勤務に当たられた方は、よくお見受けすると、登下校のときには街頭に出て児童に声を掛けたり、車の安全を確認したりということをされているんです。あれは、小さいときに、お巡りさんが非常に身近で好感を持つというか、憧れる方もいると思います。

そういった街頭活動の中でも、将来の日本を担う若い方々に姿をしっかり見せて、親和性を高めると言いますか、なじんでいただくというふうなことが将来の警察官の確保にもつながるかもしれません。何と云っても、信頼を高めるといった意味では非常に重要なことだと思いますが、こういった街頭活動、特にお子さんに対する配慮はどんなふうにおられますか。

逢坂生活安全部長

委員御指摘のとおりでございます。駐在所は、勤務員が地域社会に溶け込み、地域から歓迎され高い評価を頂くことによりまして、警察協力者の確保でございますとか、警察官を志す子供たちを増やしていくことと考えております。

現在、駐在所におきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり登下校時の立しょう勤務、小中学校の演奏会や卒業式、学校や地域ボランティア団体と連携した見守り活動、町民運動会、防災訓練、児童クラブ等への参加など、地域に溶け込みました活動を実施しております。地域の実情に応じてそれぞれ活動内容が異なりますが、一番の目的は、地域に

溶け込んで地域で必要とされる活動を駐在所員は心掛けているところでございます。

川端委員

分かりました。

それと、これまでに総務委員会の委員になったときは必ず確認をしているんですが、警察本部では、祝祭日のときにはちゃんと日の丸を掲げておりますね。これは、各駐在所レベルまで徹底できているのかということについて確認しておきたいと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

逢坂生活安全部長

本部のほうから各署に対しまして、祝祭日の国旗掲揚につきましては指示しているところでございます。ただ、全て100%と言えるかというところで、中には、駐在所員が不在、長期入校等でいないとかいう場合に、掲揚できていない場所もあると承知しております。今後とも、本部のほうからしっかりと指示をしてまいりたいと思っております。

川端委員

この点については、是非、徹底をよろしくお願いいたします。

これで最後ですけれども、警察職員の事故について、いわゆる事故処理のときに執務して何か不注意があって警察官がけがをしたり、また警察車両が事故に巻き込まれたりということでは困るわけなんです。

まず、交通事故の防止について、今日は、どういうふうな交通事故があって、それに対して公費で幾ら損害賠償を払ったというような報告はなかったのですが、この件についてはどうですか。

樫山首席監察官

賠償事案の専決処分につきましては、事前の総務委員会で報告することになっております。

川端委員

分かりました。

細かい話ではなくて大きな話になるんですけれども、事故を起こした警察官は、一般から見ればドライビングにおいても見本的な立場でありまして、まさか警察官の方が違法な運転をしないというふうに思っておりますけれども、こういった警察官の事故に対し、どんな処罰をやられているのかお答えいただきたいと思います。

樫山首席監察官

現在のところ、警察職員について、交通事故の内容等にもよりますけれども、内部処分として懲戒処分を科すことがあり、その場合には、ボーナスの成績率を標準より低くするとともに、翌年1月1日における基本給の昇級号俸数を抑制するなどしております。

また、当方に過失のある事故が発生した場合には、このような懲戒処分に至らない場合

でも、反省文を提出させ自省を促した上で、所属長などから再発防止のための口頭注意や指導を実施しているところでございます。

川端委員

もう1回確認しますが、ボーナスカットはされておるんですね。

樫山首席監察官

先ほど申しましたとおり、内部処分として懲戒処分を科した場合には、ボーナスカット及び翌年1月1日の基本給の昇給を抑制することとしております。

川端委員

警察官は、県民のお手本みたいなものでして、そのくらいの厳しさを臨んでいただきたいというふうに思います。最後に、職員の事故防止に対して、このところ何例か続きましたね。ですから、ここでひとつ県警察として、警察官がそういった交通事故を起こさないといった決意について、御答弁いただきたいと思います。

樫山首席監察官

県民に交通事故防止を訴える立場にある警察職員による交通事故の絶無は、県警察が組織を挙げて取り組むべき重要な課題として認識をしております。

今後とも、警察職員としての自覚と責任感を持った冷静沈着な運転が行われるよう、指導教養を徹底するとともに、事故を減らすための様々な取組を継続してまいり所存でございます。

川端委員

様々なとありましたけれど、具体的には、どんなふうなことで引き締めていこうとされているのですか。

樫山首席監察官

特に今年度は若者の事故が多かったということで、警察学校において、初任科生に対する二輪車走行訓練の反復実施、車両点検要領の講習、交通事故防止の重要性についての教養のほか、公務中に過失割合の高い交通事故を起こした県下警察署の若手警察官を対象といたしまして、交通事故防止実践塾の開催による交通事故防止の総合教養を実施するとともに、所属においては、車両点検要領の講習、若手警察官に対する二輪車走行訓練、自動車教習所コースを活用した体験型の訓練などを随時実施し、交通事故防止対策を強化しております。

川端委員

是非、警察官がそういった事故を起こさないように、県民の信頼に関わるもので、ひとつよろしく願いいたします。

そして、事故を起こしてしまいますと、その方がけがをしてしばらく執務できないとい

うことになれば、また大きな損失でありますので、徹底をしていただきたいと要望して終わります。

庄野委員

私は、あおり運転の対処方策についてお伺いしたいと思います。

昨年6月に東名高速の道路上で、あおり運転ということで、車を強制的に止められて子供の目の前で夫婦が亡くなるというような悲惨な事故が起きました。あんなことは本当にあってはならない事件ですけれども、いつ何時、我々も一般の方々も、高速道路なり一般道を運転していますのでそういうことに遭う可能性があります。そういうときに、どんな形で対処したらいいのかということについて、順を追って聞いていきたいと思いません。

あおり運転というふうなことの認識ですけれども、幅寄せ、後ろから車間距離を詰める等、いろいろあると思うんです。あおり運転の定義みたいなものがあれば、おっしゃっていただきたい。

山上交通企画課長

道路交通法においては、あおり運転といった定義はございません。警察としては、一般のドライバーに危険を感じさせる悪質・危険な運転の一つであるという認識であります。

あおり運転の例としましては、車間距離を極端に詰め接近して執ように追い回す、幅寄せをする、ハイビームを続ける、クラクションを執ように鳴らすなどの威嚇行為などが挙げられます。

庄野委員

いろんなあおり運転の例を言っていただきましたけれど、例えば徳島県内でも、遭われた方も調べればたくさんいると思うんです。JAFなどの調査では、大体45%から50%の方が、そういう怖い目に遭ったことがあるというふうに答えられているんですけれども、あおり運転による悲惨な事故を防ぐためには、そういう危険なドライバーを減らしていけないといけない。減らすと同時に、摘発をして対処しないといけないと思うんですけれど、そこらは今、どういうふうな状況になっておりますか。

山上交通企画課長

警察としましては、まずは、あおり運転を抑止していくことが重要であると認識しております。警察官が、これら違反行為を現認した場合や110番通報がなされた場合等においては、それぞれの違反の態様に応じてしっかりと取締りをする、悪質・危険な運転者を早期に排除するため、迅速な行政処分の執行に努めることなどを各警察署等に指示しているところでございます。

また、広報啓発や交通安全教育についても推進しております。県警察ホームページで、あおり運転への安全指導の広報をしているほか、運転免許の更新時講習や事業所の安全運転管理者講習のほか、自動車教習所等においても、あおり運転の危険性や安全指導を行っているところであります。

庄野委員

警察庁の通達に、点数が累積していなくてもあおり運転の行為が確認できたら、免許停止できるというふうな通達が全国の警察に来ているというふうに聞いております。最長180日間というふうなことですけど、警察庁のほうから道路交通法の適用の指示がきている、その中身を教えていただけますか。

山上交通企画課長

道路交通法違反等で検挙した場合においては、それぞれの点数制度による行政処分が科せられます。しかし、暴行罪等、いわゆる幅寄せ等によって、身体的な有形力の行使があったという暴行罪等で検挙した場合においては、点数制度によらない危険性帯有として行政処分を科することになっております。

道路交通法では、自動車の運転を利用して、著しく道路における交通の危険性を生じさせるおそれがある犯罪を行ったとき、6か月を超えない範囲で期間を定めて免許の効力を停止することができるというふうになっております。

庄野委員

過去にもお聞きしたら、危険ドラッグで150日の停止処分というようなことが県内で適用されているという例があるんですけど、その危険性帯有者の確認とかをどうやってするのかが大変になってくると思うんです。

新聞とかを見てみると、対処方法として、自分がスマートフォンとかを持っていたらそのような状況を極力撮るとか、自分の車にドライブレコーダーを付けてそんな状況が確認できるようにするとか、そういうことも書いているんですけど、危険な目に遭ったときにどうやって対処したらいいのか、これを県民の方々に知っておいてもらう必要があると思います。

そうしないと、仮に高速道路などを走っていて、急に幅寄せされたり、前で急ブレーキをかけられたりしたときに、危ないと思いながらも追い回されたらもっと危険ですし、接触したら事故をしますし、そんなときにどう対処するかを示してあげたほうがいいと思うんですけど、どうですか。

山上交通企画課長

あおり運転の対処方法としましては、まずは、相手にせず冷静に運転を続けていただきたい。そして、十分な車間距離と安全な速度で走っていただく。相手に止められたときは、道路脇に停止して110番通報し、警察官が到着するまで施錠した車内で待機すること。また、高速道路では、サービスエリアやパーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難して110番すること。こういったことを現在、広報啓発しているところでございます。

警察としましては、引き続き、取締りや広報啓発を推進していくとともに、思いやり、譲り合いといった安全意識を持っていただくよう、「交通マナーアップ・セカンドステージ」の各種取組を推進してまいり所存であります。

庄野委員

大体分かりますけれど、気が動転してどうやったらいいんだろうということで、相手の人が止めて降りてきたようなときに、ドアを開けたら殴られるかも分からないし、やはり安全な所に止めて施錠して110番というのは、本当にそうなんだろうという気がいたしますし、スマートフォンでそのてん末を撮っておくというのも重要です。

こういうふうなことが現認して確認されたら、その嫌がらせをしていた人は、先ほど言われたような免停になるんですか。

山上交通企画課長

具体的な違反行為等がございましたら、その違反行為等に基づいて当然に捜査を行い、検挙可能であれば検挙活動を行っております。そうした場合には、道路交通法違反として定められた違反、点数制度による違反であれば、その点数制度によって点数を引かれ、また先ほど申しましたように、暴行罪等点数制度によらない事案等で検挙した場合は、その行為が将来の車の運転に支障を及ぼすというような場合は、危険性帯有として6か月を超えない範囲内で行政処分を行っております。

庄野委員

このことは、ロード・レイジというみたいですね。アウト・レイジという映画がありまして、それは北野武監督で大杉漣さんが出ていて、大杉漣さんも亡くなって非常に悲しい気持ちではあります。

このロード・レイジという悪質な運転をする人に対して、今は、車に乗っている人も携帯電話を持っていますので、トラブルで車の中で運転しながらでも話ができるようなブルトウスという仕組みもあります。高速道路上で110番したら、捜査とか、覆面パトカーとかが近くにいれば、連絡して来てくれるんですか。

山上交通企画課長

110番をしていただければ、確実に警察官が向かうようにはなっております。

庄野委員

避け方みたいなのが書かれているのがあるんですけど、高速道路でそういうふうなことがあったら命に関わりますので、そういう制度があって、あおり行為をして危険なように目に遭わせただけでも即180日以内の免停になるんだと。そして、車を運転するときには、急に割り込みされてもかっとなないように、そうした加害者にならないように、また被害者にならないような対策をこれからも周知徹底していただいて、安全に道路が通れるような状況をつくっていただきたい。

本当に悲惨な事件で、当初、加害者も巻き込まれたようなことを言っていたみたいにお聞きしていますが、実際は悪質な事案でございますので、そうしたことがないように周知をお願いしたいということを申し上げて、終わります。

中山委員

川端委員の質問に関連するんですけれども、まず、事前委員会で説明いただいた当初予算の中で、警察活動費の一般警察活動費に要する経費が、前年度と比較して2億7,000万円ほど減っておりました。今日の説明でも、補正予算が1,000万円ほど減額になっております。

今日も来る途中で、白バイを何台か見掛けました。やはり、警察の方たちのそういう地道な活動、駐在所も交番も含めてですけれど、地域に根差して警察官が我々市民、県民に対して姿を見せるということは、犯罪の抑止効果になるし、治安の維持にもつながることだと思います。

しかしながら、一方では、少子化とか財政の非常に厳しい中で統廃合ということもいろいろと検討されていると思いますが、川端委員も先ほど言ったように、やはり警察官の人たちは地域のいろんな行事に参加して、警察の制服姿によって我々市民は安心している中、一般警察活動費が半額になっているのを見たら大丈夫なんだろうかと危惧しております。この内容を教えていただきたいと思います。

佐野会計課長

一般警察活動費の減額理由であります。一般警察活動費は、警察活動に要する旅費や車両の燃料費、その他消耗品など、比較的少額な経費のほか、年間数億円を要する通信指令システムの使用料等、多岐にわたる予算を計上しております。

今年度の当初予算と比較いたしまして、約2億7,000万円減額している主な理由といたしましては、まずは今年度当初予算には、新型無線機購入費用約1億7,000万円の一時的な経費を盛り込んでいたこと。もう1点が、更に来年度は現在使用している通信指令システムを再リースすることにより、今年度に比べて使用料が約9,000万円下がったことによるものであります。

なお、旅費や車両の燃料費等、警察活動に必要な経費は、今年度と同様に確保しているところであります。

中山委員

そうしたら、例えば、警ら隊が警らするとか、委員会で何度もお願いしたんですけれど巡回連絡とか、そういうふうなことは減らないということによろしいですか。

佐野会計課長

そのとおりでございます。先ほど申したように、そういう関連経費については減っておりません。

中山委員

先ほどの中で、事務の合理化というのを目差してうんぬんという答弁がありましたけれど、事務の合理化というのは必要かもしれませんが、活動の合理化というのはあってはならないことだと思います。やはり、警察官というのは足で稼ぐといったら言い方が悪いかもしれませんが、街頭活動もさっきおっしゃったように外に出てもらって幾らだと思

うので、それがあから治安の維持が保たれていると思っております。そういった意味でも、交番・駐在所の役割というのは、非常に重要なことだと思います。

先日もお伺いしたんですが、小松島警察署は、全国でも優秀警察署として表彰を受けたということを知っております。それは、小松島警察署だけでなく、交番・駐在所の皆様が一生懸命、足で治安を守ったからだと思います。

そういった意味で、改めて交番・駐在所の統合の目的について、確認しておきたいと思っております。

岡崎警務課長

交番・駐在所は、地域警察官の活動拠点であるほか、地域住民による防犯パトロールなど、自主防犯活動の拠点、それから会合等のコミュニティの場として活用されているところでありまして、人口の都市部への集中、新設道路の供用、大型商業施設の出店など、管内情勢の変化に伴って、地域警察官に求められるニーズも大きく変容しており、交番・駐在所ごとの業務負担の格差も広がっているところであります。

また、県内には、交番・駐在所が合計130か所ありますが、これら施設の約4割が築後30年を超えておりまして、老朽化に整備が追い付いていない状況にあります。

こうした課題の解決に向けて、交番等の統合による大型化、駐在所の交番化、勤務員の複数配置など、交番・駐在所の在り方について検討を進めているところであります。

社会や治安情勢の変化等、それぞれの地域の実情に応じた体制や管轄区域にすることで、業務負担の平準化が図られ、より地域に密着した活動が可能となって、地域住民の方々の安心感の醸成にもつながるものと考えているところであります。

中山委員

ただいま御答弁いただきましたように、130か所のうちの4割が老朽化ということを知りまして、統廃合によって全部が耐震化、建替え等ができれば良いですけど、それはやはり難しい問題だと思うので統合というのは致し方ないとは思いますが、近々、統廃合する予定があるのでしょうか。

岡崎警務課長

交番・駐在所の具体的な統合の計画でございますが、事件・事故、その他警察事象の発生状況、道路事情の地域情勢などを踏まえて、都市部における交番機能の強化や駐在所機能の在り方についても検討しているところであります。そこで、今春も複数の交番・駐在所の統合を進める予定としております。

具体的には、徳島東環状線の開通に伴って管内の交通状況等が大きく変化した、徳島北警察署の川内町宮島駐在所を川内交番に統合し、24時間体制で治安対策に当たることとしております。

また、施設の老朽化が著しく敷地が狭あいで現地建替えが困難な、徳島西警察署の佐古六番町交番を、取扱事案が多く業務負担の高い蔵本町交番に統合し、マンモス化を図ることによって、事案対処能力の強化を行うこととしております。

また、阿南署管内の事件・事故発生件数のうち、約5割を占める阿南市中心部には、

24時間体制の交番がなく、夜間休日における迅速な事案対応に影響があったことから、本年中にも、阿南市中心部を管轄する宝田町駐在所、向原駐在所、見能林駐在所を統合し、新たに阿南市富岡町玉塚のテナントビルに交番を新設し、事案対応能力を強化することとしました。

また、阿南警察署の桑野町駐在所管内には、将来、桑野道路のインターチェンジの整備計画がありまして付近の交通環境が大きく変化することが予想されているほか、隣接する長生町駐在所は県内でも比較的、事件・事故の取扱件数が多い上、施設の老朽化が著しいなど、早急な対策が必要であります。そこで、長生町駐在所を桑野町駐在所と統合し、勤務員の複数化を行うことによって、間隙のない事案対応を図ることとしております。

中山委員

なかなか限られた人数の中で、駐在所・交番を置く、存続させるというのは非常に難しいことだと思います。以前に、地元で駐在所があるんですけども、その駐在所の駐在員もなかなか不在がちということで、もし駐在所がなくなったらどうするかと聞いたら、それは困ると。不在がちでも建物があつたら我々も安心だし、必要なんだと。いなくても建物があつたほうが良いということを言われました。

今春、近々いろんな交番・駐在所を統合すると聞いておりますけれど、地域住民の人たちとか関係者に対しての説明というのは、非常に難しいかと思うのですが、その辺の対応はしっかりとできているのでしょうか。

岡崎警務課長

交番・駐在所は、地域住民にとりまして一番身近な警察活動の拠点であります。地域の安全安心の確保の点から重要な施設であるというふうに認識しているところでありまして、交番・駐在所の統合を行うに際しましては、地域住民の方々の理解と協力が不可欠であります。

昨年6月から、今春、統合を予定している交番・駐在所の地域の安全を守る会をはじめ、地域住民の方々に対し、統合を行う目的や効果などについて説明を行いまして、理解を得てきたところであります。

引き続きまして、地域住民の方々の理解が得られるよう取り組んでまいります。

中山委員

是非とも、全ての人たちの納得というのは難しいかもしれませんが、財政や予算の関係とかで必要なものをなくすというのは、我々、地域住民にとっても非常に残念なことだし不安なことになってくるので、くれぐれも懇切丁寧な関係者に対しての説明をしていただきたいと思います。

それと、先ほど説明のあった給与費が9億6,600万円余りの増になっておりますが、この中身というのは恐らく超過勤務手当だと思うんですけども、これは毎年このくらいになっているのでしょうか。今までの推移を聞きたいと思います。

佐野会計課長

過去の超過勤務手当の状況につきましては、平成28年度が約14億9,000万円、平成27年度が約14億4,000万円、なお、今年度の決算額においても同程度の約15億円を見込んでいます。

超過勤務の当初予算と補正予算の差額につきましては、警察活動は、突発的に発生する事件や事故に対応する必要があることから、時間外勤務手当の必要額を見積もることは困難であります。

したがって、当初予算においては、例年、本俸に一定の率を乗じた額を措置し、実績に応じて補正予算で対応しているところであります。

中山委員

警察業務の特殊性というのは重々承知しておりますが、今、各部署、働き方改革ということをいろいろ取り上げて改革を行っております。事前委員会のときに、本部長の説明にもありましたように、ワーク・ライフ・バランスを考慮した組織づくりということをおっしゃってありました。しかしながら、その働き方改革の成果が現れていないような気がするんですが、いかがでしょうか。

岡崎警務課長

委員お話しのとおり、超過勤務時間の縮減につきましては、職員の心身の健康の保持、ワーク・ライフ・バランスの実現において、重要な課題だと認識をしております。

ただ、警察は業務の性質上、他の行政機関とは異なり、深夜早朝に突発的に発生する事件・事故の対応、予測不可能な事案に適切に対応する必要があるため、超過勤務の発生はやむを得ないというふうなところもあります。

先ほど、委員からもお話がありましたように、ワーク・ライフ・バランスの実現等は、県警察にとりましても大きな課題でありまして、引き続き、働き方改革に取り組んでいきたいと考えております。

中山委員

当然、超過勤務に対する対価というのは支払うべきものだと思います。しかしながら、休めるときはちゃんと休める代休とか休暇というのをしっかりと取るように促すべきだと思いますが、警察官の休暇の取得状況はどうでしょうか。

岡崎警務課長

休暇の取得状況ですが、平成29年中の休暇取得状況は、年次有給休暇は一人当たりの平均取得日数が8.5日であります。これは、平成28年と比較しまして1.0日の増加であります。

中山委員

決まりは何日ぐらいあるのですか。

岡崎警務課長

年次有給休暇は、1年に20日であります。

中山委員

約3分の1しか取れていないということで、1日増えたといっても、まだまだ取得状況が少ないと思います。しっかりと働き方改革をしていただいて、ワーク・ライフ・バランスの改善にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。今後どのようにしていただけるのでしょうか。

岡崎警務課長

県民の安全安心を守るためには、職員一人一人が気力に満ちた状態で警察活動に従事することが肝要でありまして、それに向けて、職員が心身の健康を保持し誇りと使命感を持って生き生きと働き、その能力を最大限発揮できる勤務環境が必要だというふうに考えております。

今後とも、超過勤務時間の縮減方策のほか、勤務地居住の制限緩和にも取り組みまして、職員の仕事と生活の調和の実現に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

中山委員

警察職員の覇気というのは、直接、本県の治安維持につながってくると思いますので、覇気のある生活をするためには、やはりワーク・ライフ・バランス又は働き方改革というのは、大変重要になってくると思います。8日しか取れていない有給休暇も全部といったら難しいかもしれませんが、せめて1日でも多く取れるような職場環境づくりをお願いしたいと強く要望したいと思います。

最後に、いよいよ来月25日に、とくしまマラソンが開催されます。私も一生懸命走りたと思いますけれども、一昨日、平昌オリンピックが閉会になって、やはりテロ対策に苦労したというふうに聞いております。御存じのように、2021年にワールドマスターズゲームズが関西で開催されまして、とくしまマラソンもオープン競技の一つに挙げられております。より多くの人たちが徳島県に訪れてくれて、とくしまマラソンなり、いろんな行事を楽しんでくれるものと信じておりますが、今2018年ですから、あと3年しかないんです。

3年後を見据えて、テロ対策のために今回ぐらいから準備をしていかななくてはいけないと思うのですが、今回のとくしまマラソンで、新しくこういうことをやるというのはありますか。

佐藤警備部長

とくしまマラソンにおきましては、従来から、事前検索を実施の上、警戒警備員を配置しまして、更に爆発物処理隊などを待機させておりますほか、警察車両や阻止アンクルという機材を活用いたしまして、車両の侵入対策を講じております。そして、平成27年からは、エスコートポリスを導入しているところでございます。

今後も警備情勢によりまして、いろんな対策を検討していく所存でございます。

中山委員

私もずっといろんな大会を走っておりまして、例えば、救護ドクター、医者ですよというビブスを着けた人が走っているのを見掛けたら、非常に安心します。

エスコートポリスも走ってくれたら非常に安心だと思いますけれど、エスコートポリスは42キロメートル走ってくれるのでしょうか。

佐藤警備部長

エスコートポリスにつきましては、これまで3回実施をしておりますけれども、従来の警備で生じておりました死角、見えないところを解消するために、ランナーの目線で警戒に当たるということをやっております。

警戒の方法ですけれど、ランナーや観衆が密集しますスタート地点、あるいはゴール付近を重点的に警戒しているところでございます。

中山委員

大阪か東京かどこの大会か忘れましてけれど、大きな大会はエスコートポリスがリレー方式で走っています。42キロメートルを一人で走って警戒に当たるのは非常に難しいと思いますけれど、例えば一人5キロメートルずつ区間を分けて走るというふうな方法もあるかと思えます。

ゴール地点やスタート地点だけでなく、とくしまマラソンは視界が良好な吉野川沿いを走るの、テロ活動というのは難しいかと、抑止できるかと思えますけれど、やはり何が起こるか分かりません。ワールドマスターズゲームズには、県外や海外からも徳島県に来てくれる方が増えると思えますので、しっかりと治安を維持していただくように、またテロ等がないように、しっかりと取り組んでいただきたいと強く要望して終わります。

山西委員

私からは、11月議会の委員会でも質問させていただきましたけれども、運転免許返納者に対する生活支援制度について、お尋ねをしたいと思います。

県警察では、今月から運転免許を返納した方を対象とする生活支援制度が開始されたというふうに報道されておりましたけれども、制度の概要と具体的にどういった支援を受けられるのか、まずは概要についてお尋ねいたします。

山上交通企画課長

県警察では、運転免許証の自主返納等によって移動手段を失うなど、その後の生活支援を必要とする高齢者情報を市町村の福祉部門に連絡する生活支援制度を設立し、本年2月1日から運用を開始したところでございます。

支援内容につきましては、各自治体の保健師やケアマネージャー等が、専門性を生かした困りごと相談や必要な生活支援サービスにつなげてくれるものと承知しております。

今後とも、福祉部門との連携を強化しまして、運転免許証の自主返納を検討している高齢者やその家族等を、適切に支援してまいりたいと考えております。

山西委員

大変これは有意義な制度だと、重要な制度であるというふうに思っております。今日の地元紙にも、運転免許証を自主返納された方が過去最高だったということで報道されております。

徳島県では、昨年165名の自主返納の方がいらっしゃったということでございますが、この連絡制度は2月1日からスタートしております。約1か月たちますけれど、これまで自治体に連絡したことはあるのかどうか、お尋ねいたします。

山上交通企画課長

この制度は、運転免許証の自主返納手続の際に、本人や家族が今後の生活支援を希望する者を対象に、居住する市町村へ連絡するものでございまして、これまでに14人の方を連絡いたしております。

山西委員

早速、1か月で14名の方について自治体に連絡をしたということでございますが、14名の方が、今後自治体と連携してどういうふうに生活支援を行っていったかという検証も大切だというふうに思っておりますので、アンケートを採るなり、いろんな検証を含めてやっていただきたいと要望しておきたいと思っております。

一方で、高齢化の進展に伴い、返納される方々は今後増えてくると思っております。そこで提案ですけれども、警察から地域包括支援センターに向けての情報提供でありますけれども、この人は免許を返納したほうがいいのではないかとという人は、自治体や地域包括支援センターのほうから業務を通じて知る機会が多いと思っております。警察からの一方通行ではなくて、自治体のほうからもそういった情報を警察へ上げてもらうという、双方向でのやり取りが今後重要になってくると思っております。

県警察として、自治体から情報を上げてもらうということについて、どのように考えているのかお伺いをします。

山上交通企画課長

委員御示唆の、自治体等の方に対して、業務上把握した認知症の方の情報を提供していただくこととすると、警察として、認知症の方を的確に把握するための施策の一つとなる。その一方で、本人やその家族は、警察へ通報され運転免許証を失うおそれがあるために、自治体との信頼関係が損なわれる可能性があるのではないかとというふうに考えられます。

したがって、引き続き認知症の方を把握した場合には、本人や家族に対して、警察の運転適性相談の案内等のアドバイスを、お願いしてまいる所存であります。

山西委員

さきの答弁、分からずでもないですが、アドバイスにとどめるというのは少し弱いのではないかと思います。自治体から直接、情報提供を受けることは、これから必要になっ

てくるものと考えます。もちろん、個人情報保護や担当する包括支援センターの立場もあると思いますが、事故防止という観点からすれば、極めて有効だと思います。再度、御答弁ください。

山上交通企画課長

正に委員のおっしゃるとおり、的確に把握するためには極めて重要な施策であるというふうには認識をしております。しかし、先ほど申しましたように、警察へ通報されるというふうなことが、自治体と高齢者との信頼関係を失わせてしまって、その自治体等の適切な支援を受けられないことにもなりかねないのではないかと考えておるところであります。

したがって、先ほども申しましたように、警察には、各署、また運転免許センターに運転適性相談の窓口をきちんと設けております。そちらのほうへ、家族か本人に相談に行っていただくようアドバイスをしていただくことを、お願いしていきたいと思っております。

山西委員

今日の段階で、なかなかこれ以上、踏み込んで答弁できないかも分かりませんが、今後、これを検討課題の一つとすべきだというふうに思います。もちろん、これは警察だけの話ではありませんので、保健福祉部局とも十分に連携して、組織を立ち上げるなり、これからの時代を考えた上では検討に十分に値するというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

話は変わりますが、女性警察官の採用状況についてお尋ねいたします。

近年、子供や女性、また高齢者が被害に遭う事件・事故が多いわけでございまして、女性警察官に対する国民のニーズは高まっております。県警察も毎年多く採用しているというふうにお伺いしておりますが、これまでの採用者数の推移、来年度の採用予定についてお尋ねをいたします。

岡崎警務課長

女性警察官の採用状況でございますが、委員御指摘のとおり、女性警察官は、地域警察活動や犯罪被害に遭った子供・女性からの事情聴取など、幅広い分野で活躍しておりまして、警察組織においては、なくてはならない存在であります。

県警察では、平成5年に女性警察官制度を開始いたしまして、本年1月末現在では114人が勤務しております。

近年の採用者数であります。平成26年度が11人、平成27年度が6人、平成28年度が16人、平成29年度が16人でありまして、来年度、平成30年度には15人を採用する予定であります。

山西委員

段々、女性警察官が増えてきているということは心強い限りでございますが、石井警察署や板野警察署の統合については、以前の委員会で、可能な範囲で署員の増員を検討して

ほしいという要望もさせていただきました。人数だけでなく、女性ならではの気配りやソフトな人当たりの女性警察官を積極的に配置するなど、質の向上についても配慮してもらいたいと思います。

そこで、間もなく統合が控えておりますけれども、4月1日以降の警察署の体制について最終調整に入っていると思いますが、是非、私は地元が石井でございますから、石井警察署においては、女性警察官の配置についても配慮いただきたいと思います。いかがでしょうか。

岡崎警務課長

統合署で勤務する警察官、それから一般職員の人数については、現在調整中でありませぬ。ですので、確定的な人数を申し上げることはできませんが、徳島名西警察署は、石井庁舎に配置する広域自動車警ら隊員等を含めて約150人、徳島板野警察署は、板野庁舎に配置する機動隊員等を含めて約200人を予定しております。警察署再編整備等総合計画でお示した人数から更に増やすこととしております。

現在、県下で2番目に大きな徳島西警察署の署員数が約120人でありませぬから、今春には徳島東警察署が徳島中央警察署になりますが、これに次ぐ、大きな体制の警察署が二つ誕生することとなります。

また、女性警察官については、現在、統合を行う石井警察署など4署で約30人が勤務しているところでありますが、統合後も引き続き、多くの女性警察官を配置し、多様化する県民ニーズ等に適切に対応してまいりたいと考えております。

山西委員

是非よろしく願います。

最後に、この度、4月1日から現在の石井警察署、そして現在の板野警察署はそれぞれ統合するということになりますし、また、現在の徳島東警察署については、名称を変更して新たなスタートを切るということでございます。

そこで、県警察においては、地元の方が統合の効果を実感できるように万全の体制で臨んでいただきたいと思います。警察署の統合に向けて、本部長の決意についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

鈴木警察本部長

この度の警察署の統合ですけれども、変化をする地域社会情勢や、ますます複雑化する事件・事故、多様化する県民のニーズに適切に対応して、将来にわたって県民の安全安心を守っていくことが目的でございます。

統合後は、抑止と検挙の両面で成果がありました県西部4署の統合の成果を踏まえつつ、パトロールと初動対応力の強化など、統合によるスケールメリットを生かした組織運営により、統合署管内の治安の維持・向上に万全を期してまいりたいと思ひます。

また、今後も地域情勢の変化に伴いまして、引き続き、治安情勢や県民ニーズをつぶさに検証して、組織体制の不断の見直しに努めてまいりたいと思ひます。

山西委員

住民としっかりと寄り添っていただきまして、安全安心の地域づくりのために、引き続き御尽力いただけますようお願いして、質問を終わらせていただきます。

山田委員

1点だけ、これは議案にも関係するんですけども、今回の条例改正の中で、高齢者の講習に関する手数料条例の変更があります。約500円の大幅な増加と、認知症検査が100円増加というふうな状況です。

実は、高齢者講習については、この制度ができたときから高いという声が出ているのに、これがまた500円の大幅なアップという状況と。その背景に、どうやらこれは自動車教習所への委託料の増額につながる、指定自動車教習所の全国組織、元警察庁長官が役員に赴いている指定自動車教習所連合会、また与党の国会議員の議員連盟というあたりが陳情したという側面もあります。

そこで、なぜこんな値上げが必要なのか。また、今回の増額は高齢者の安全対策という趣旨よりも、自動車教習所への委託料の増額ということにつながる。実は、先ほども話がありました徳島県では残念ながら公共交通機関が非常に不足していると、高齢者の皆さんから非常にこの声が多いです。

こういう中での大幅増額ということについては、県民の理解が得られないと思うんですけども、端的に御答弁ください。

山上交通企画課長

この度、国の地方分権推進計画に基づきまして、手数料に関して、前回の改定は平成27年4月でございますが、それから3年が経過したことから、人件費、物件費が見直されまして、手数料の標準額が改められたところでございます。今議会に提出予定の手数料条例案においては、この標準額に基づきまして、手数料の改定をお願いするものであります。

御質問の高齢者講習の増額理由につきましては、高齢者による交通事故が増加していることを踏まえまして、よりきめ細やかな講習を実施するため、これまで1クラス当たり12名の学級編成を、半数の6名に編成して講習を実施することとしたものであります。このことから、講習スタッフの人件費負担が増えることから、係る部分の人件費を増額するものであります。

また、認知機能検査等におきましては、検査結果の伝達、また交通事故発生状況や運転適性相談窓口、自主返納制度等の説明等、これらの情報提供の増加によりまして、人件費の増額と会場借上費等の物件費の増額によるものでございます。

山田委員

自動車教習所への委託料の増額ということになるんですね、そういうことでしょうか。高齢者講習の直接的な安全対策という趣旨よりもという点については、答弁漏れになっているので端的に御答弁ください。

山上交通企画課長

自動車教習所は、免許の新規取得や高齢運転者が更新時に受講する認知機能検査や高齢者講習などを行う、地域においてはなくてはならない重要インフラと認識しております。

数年前、県南地区の自動車学校が経営危機に陥った際も、地域に大きな影響を及ぼすものと大きく懸念されたところでございます。

県警察としましては、各自動車教習所の経理等については承知しておらず、今回の手数料の改訂に伴う委託料の増額が自動車教習所を助けるなどの認識はございませんが、将来にわたって運転免許行政が円滑に行われること、また引き続き、地域における安全教育センターとしての機能を有していただくことが望ましいものと考えております。

高齢者講習をはじめ、運転免許更新に併せて行う各種講習等は、交通事故防止を目的としたものであることから、御理解を賜りたいと思います。

井川委員長

ほかに質議はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、議案第64号を除く議案について、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第64号を除く公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

山田委員

今も申し上げました。高齢者講習の500円という大幅な増額は、全国一斉で行われるんでしょうけれども、徳島県のような公共交通の不足したところということになれば、本当に死活問題になる。都市部では、好景気という声もあります。しかし、徳島県のようなところは、そういう状況にもなっていません。

高齢者の問題というのは、本当に深刻な状況になっているという中での、こんな大幅な値上げは認めるわけにはいかないという立場から、この議案第61号と、その歳入部分の議案第1号については、反対をいたします。

井川委員長

それでは、公安委員会関係の議案第1号及び第61号については、御異議がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「平成30年度徳島県一般会計予算」及び議案第61号「徳島県警察関係手数料条例の一部改正について」は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号及び第61号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。
お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号、第61号及び第64号を除く、公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第61号及び第64号を除く、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号、議案第61号、議案第64号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第60号、議案第62号、議案第75号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

それでは、本年度最終の委員会でございますので、一言、御挨拶を申し上げます。

公安委員会関係の審査に当たり、鈴木県警本部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度を持って審査に御協力を頂き、深く感謝を表する次第であります。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の警察行政に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

季節柄、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。

鈴木警察本部長

今年度、最後の総務委員会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

井川委員長、島田副委員長をはじめ、委員の皆様方には、委員会の審議を通じまして警察行政各般にわたり、御指導を賜りましたことに対しまして、心より御礼申し上げます。

御指導、御提言いただきました事項につきましては、警察行政に反映できるよう努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、引き続き、御指導、ごべんたつを賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大変ありがとうございました。

井川委員長

午食のため、休憩いたします。（12時12分）